

青少年インターネットセッション 議長レポート

～ 2020年代に向けた青少年の安心・安全な
インターネット利用環境整備の在り方 ～

2014年（平成26年）7月

青少年インターネットセッション 議長

目次

はじめに

第1章 青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に向けた取組と環境変化	1
1.1. 総務省等における青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に向けたこれまでの取組と成果	1
1.1.1. これまでの取組	1
1.1.2. これまでの取組による主な成果	2
1.2. 近年における環境変化	3
1.3. 現状における課題認識	4
1.4. 取組の方向性	5
第2章 フィルタリングの推進に関し必要な取組	8
2.1. これまでのフィルタリングの枠組みと今後へ向けたアプローチ	8
2.2. 携帯電話事業者における取組の強化	9
2.2.1. 携帯電話事業者における取組の強化の必要性	9
2.2.2. 携帯電話事業者における具体的な取組	10
2.3. 多様なサービスや事業者において求められる取組	10
2.4. コンテンツ等のサービスに関する利用者に分かりやすい評価システム（レイティング）	11
2.4.1. サービスの評価システム（レイティング）の必要性	11
2.4.2. 第三者機関の役割等	12
2.4.3. サービスの評価システム（レイティング）における関係者の関与等	13
第3章 リテラシーの向上に関し必要な取組	14
3.1. 地域における自主的・持続可能な取組のための枠組みの必要性	14
3.2. 地域の自主的・持続可能な枠組みの構築に向けたアプローチ	14
3.3. 地域におけるリテラシー向上に向けた効率的・効果的枠組みの具体的な在り方	15
3.4. 地域の自主的・持続可能な枠組みの実効性確保に向けた支援の在り方	16
第4章 今後の検討	17
4.1. 更なる検討を要する事項	17
4.2. 2020年代を創造する青少年保護・育成のために	17
開催経緯	19

はじめに

2009年（平成21年）4月に、青少年インターネット環境整備法が施行され、青少年インターネット環境整備の枠組みとして、「フィルタリングの推進」と「利活用能力（リテラシー）の向上」を民間主導で行う旨が定められた。その後、いくつかの関係団体が設立されるとともに、関係団体や関係者による周知啓発活動等の青少年保護対策が進められてきたところである。

この間、総務省を事務局として、有識者による検討の場を設置し、関係団体や関係事業者が取組を進めるための所要の制度整備等を図ってきたところである。今般、青少年インターネット環境整備法が施行されてから5年が経過し、施行時に構築された枠組みについて、その後の環境変化に応じた見直しを図る時期が来ているといえる。

このような状況を受け、2014年（平成26年）2月から、「ICTサービス安心・安全研究会」を開催し、電気通信サービスに関する消費者保護やプライバシー保護等の様々な利用環境整備を検討する中で、同年5月に開催された第2回会合において、青少年保護の枠組みについても検討を行った。それを受け、多様な関係者が一同に介する場として、同年6月に「青少年インターネットセッション」を2回開催した。この会合では、保護者等の利用者、多様なレイヤーの関係事業者といった多種多彩の関係者による専門的な観点から、青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に係る直面する課題への対応等について、広く意見交換を行った。

こうした関係者からの幅広い意見交換を踏まえ、青少年に係る多様な関係者が取り組むべき課題と対応の在り方について、「青少年インターネットセッション」を主宰した議長として一定の指針を示すため、本レポートに取りまとめたものである。

「青少年インターネットセッション」には、この分野の御専門の方々から、多数御参加いただき、限られた時間の中で多くの貴重な御意見をいただいた。この場をお借りして心よりお礼申し上げたい。本レポートをベースに「ICT サービス安心・安全研究会」においてさらに議論を深めていくことをお約束し、謝辞とさせていただきます。

青少年インターネットセッション 議長

新美 育文

第1章 青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に向けた取組と環境変化

1.1. 総務省等における青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に向けたこれまでの取組と成果

1.1.1. これまでの取組

青少年におけるインターネット利用が急速に拡大する中、青少年にとって有害な情報に接触することにより、犯罪被害に巻き込まれる事件やいじめ等の問題が発生し、青少年におけるインターネット上の違法・有害情報対策への必要性が高まり、2008年（平成20年）6月に青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「**青少年インターネット環境整備法**」という。）が成立した（2009年（平成21年）4月施行）。「リテラシー向上」と「フィルタリング推進」に、民間主導で取り組むことや、携帯電話事業者等へのフィルタリングの提供義務が規定された。

総務省においても、平行して具体的な検討を行うべく、2007年（平成19年）11月から「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」（座長：堀部政男一橋大学名誉教授）が開催され、2008年（平成20年）4月に中間取りまとめが公表され、同日、携帯電話事業者等に対する総務大臣からの要請がなされた。モバイルビジネスの急速な発展とともに、青少年保護の観点から問題となる事例が現れつつある状況を受け、コンテンツ事業者の自助努力を促進するための仕組みを構築し、「利用者保護」と「コンテンツビジネスの発展」を両立させる環境整備が必要であるとの観点から、フィルタリングサービス等について、多様性・選択性に富んだモデルとするべく、利用者が主体的に選択可能となる「カスタマイズ機能」の仕組みの導入とともに、青少年保護に配慮したサイトを認定する「民間の第三者機関」の設立が提言された。

2009年（平成21年）には、「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」（座長：堀部政男一橋大学名誉教授）において、CGM（Consumer Generated Media）に関する検討が行われた。取りまとめられた「第二次提言」（2010年（平成22年）5月）においては、青少年保護に向けた取組の一環として、利用者の有効な同意の下で「ミニメール」の内容確認を行うこと、利用者の年齢認証の確実化が盛り込まれた。これを受け、SNS事業者等では、ミニメール監視等の青少年保護対策に取り組んだ結果、青少年の福祉犯被害の減少につながった。

2010年（平成22年）には、青少年インターネット環境整備法施行後3年後の見直しとして、同研究会の下で「青少年インターネットWG」が開催され、スマートフォンが普及しつつあった2011年（平成23年）10月に提言が取りまとめられた¹。同提言におい

¹ 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言～スマートフォン時代の青少年保護を目指して～」（2011年（平成23年）10月）。

ては、今後の青少年インターネット環境整備施策が沿うべき5つの基本方針が示された。具体的には、①リテラシー向上と閲覧機会の最小化のバランス、②受信者側へのアプローチ、③保護者及び関係者の役割、④民間主導と行政の支援、⑤有害性の判断への行政の不干渉の5つである²。

また、本提言において、スマートフォンにおけるフィルタリングの在り方に関する課題が提示されたことを受け、2011年（平成23年）10月から安心ネットづくり促進協議会（2009年（平成21年）2月設立。現会長：新美育文明治大学教授）において「スマートフォンにおける無線LAN及びアプリ経由のインターネット利用に関する作業部会」（主査：藤川大祐千葉大学教授）が設置され、2012年（平成24年）6月に報告書「青少年保護・バイ・デザイン及び利用者のインターネット・リテラシーの向上に向けて」が取りまとめられた。この中で、無線LANでの利用やアプリの利用というスマートフォン利用の特徴を踏まえ、関係者の連携協力による違法・有害情報へのアクセス防止と青少年のインターネット・リテラシーの向上の面について具体的な対策が提示された。

また、同報告書におけるリテラシー向上活動の重要性が強調されたこと等を受け、関係事業者・団体や安心ネットづくり促進協議会等において、各地でのリテラシー向上のためのセミナー等の活動が更に活発化している。総務省においても、全国11箇所の総合通信局等が地域のコーディネーターとなり、教育委員会や都道府県等のPTA協議会、学校等と連携して、青少年等の利用者のリテラシー向上推進のための枠組みづくりも進めている。

1.1.2. これまでの取組による主な成果

このような一連の検討を受け、第三者機関の認定を受けたコミュニティサイト等においては、ミニメール監視等の青少年保護の取組が進み、結果として青少年の福祉犯被害の減少につながった。また、スマートフォンの場合、従来の携帯電話のようにネットワーク側でのフィルタリングでは、無線LAN利用時やアプリの利用に対しては青少年有害情報の閲覧制限が十分機能しないとの課題に対応するため、携帯電話事業者において端末による対応が進められることにより、一定のフィルタリング環境の整備が進められることとなった。

リテラシーの向上についても、各地域における需要が高まっており、安心ネットづく

² 「① リテラシー向上と閲覧機会の最小化のバランス」とは、あらゆる機会を利用して、青少年のインターネット利活用能力の向上を図り、この補完として、青少年有害情報を閲覧機会の最小化を図ることであり、「② 受信者側へのアプローチ」とは、青少年有害情報を閲覧機会の最小化のための施策は、表現の自由の観点から、受信者側へのアプローチを原則とすることであり、「③ 保護者及び関係者の役割」とは、一義的な責務は、その青少年の保護者にあり、ただし、保護者単独では困難なため、関係者は連携協力して保護者を補助しなければならないことであり、「④ 民間主導と行政の支援」とは、まずは、民間による自主的・主体的な取組を尊重し、行政が支援することであり、「⑤ 有害性の判断への行政の不干渉」とは、青少年有害情報の判断は、民間がすべきであり、国は干渉してはならないことである。

り促進協議会の行う地域でのセミナーや、(一財) マルチメディア振興センターが事務局として推進する e-ネットキャラバンの件数は、平成 18 年度から平成 25 年度にかけて大幅に増加している³。また、総合通信局等は、39 都道府県において関係者の連携体制がすでに構築されており⁴、今後とも体制構築を推進していくこととしている。

1. 2. 近年における環境変化

2009 年(平成 21 年) 4 月に青少年インターネット環境整備法が施行されてから、既に 5 年が経過したところであるが、その間に、青少年のインターネット利用環境にも様々な変化が生じている。

法施行時における青少年が利用していたインターネット接続端末は、主にいわゆる「フィーチャーフォン」と呼ばれる「携帯電話端末・PHS」であったが、2011 年(平成 23 年)頃から「スマートフォン」が急速に普及した。内閣府の調査⁵によると、高校生以下の約半数が携帯電話を所有しており、そのうちの約半数がスマートフォンを所有している。高校生にいたっては、そのほとんどが携帯電話を所有しており、そのうち約 8 割がスマートフォンを所有している状況である。このように、青少年において、**従来の携帯電話(フィーチャーフォン)からスマートフォンへと、利用する端末の移行が顕著となっている。**

また、スマートフォンの普及に伴い、青少年においても、FACEBOOK、Twitter、LINE といったいわゆるソーシャルメディアの利用が普及した⁶。

また、同内閣府調査によると、**青少年の 8 割以上がゲーム機・タブレット型携帯端末・携帯音楽プレイヤーのいずれかを利用しており、その利用している者のうちインターネットを利用して利用している割合は、約 4 割となっており、青少年が利用するインターネット接続端末は、一層多様化しつつある。**これらの多様化する端末を利用するには、携帯電話事業者のネットワークではなく無線 LAN を通じてインターネットに接続する場合はほとんどであり、同時に、青少年におけるインターネット接続回線も多様化していることと

³ 「e-ネットキャラバン」は、子どもたちのインターネットの安全な利用を目的に、インターネットの「影」の部分の存在も理解し、適切に対応可能とするための講座を、情報通信分野等の企業・団体と総務省・文部科学省が協力して全国で開催。平成 18 年度から実施。各年度の実施件数は、平成 18 年度 453 件、平成 19 年度 1,089 件、平成 20 年度 1,208 件、平成 21 年度 624 件、平成 22 年度 557 件、平成 23 年度 900 件、平成 24 年度 1,524 件、平成 25 年度 2,073 件と上昇傾向にある。

⁴ 総合通信局等が事務局となって新たに連絡会等の枠組みを構築するもの、青少年保護・育成に係る既存の組織を活用するもの等がある。また、政令指定都市(名古屋市・浜松市)においても、同様の体制作りが進められている。

⁵ 内閣府「平成 25 年度青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果(概要)」(2014 年(平成 26 年) 3 月) <http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/index.html>。

⁶ 2012 年(平成 24 年)には、同研究会において、「スマートフォン時代における安心・安全な利用環境の在り方に関する WG」が開催され、2013 年(平成 25 年) 9 月に提言が取りまとめられた。同提言では、スマートフォン時代に対応したフィルタリングの推進とともに、青少年におけるソーシャルメディアの利用拡大を受けた高校生等におけるソーシャルメディアガイドラインの作成促進が盛り込まれた。

なる。さらに、MVNO サービス⁷に代表されるように、新たな携帯電話サービスも登場しており、関係する事業者も一層多様化している。すなわち、端末・回線・事業者のいずれにおいても、青少年におけるインターネット利用方策は、多様化している状況にある。

一方で、コミュニティサイトにおける青少年被害児童件数⁸は、2010年（平成22年）をピークに減少していたものの、2013年（平成25年）時点の調査結果では、無料通話アプリのIDを交換する掲示板に起因する犯罪被害により、再び増加傾向（1,293人）にある。また、上記内閣府の調査⁹では、フィルタリングの利用率は、初めて減少に転じており、低下傾向となっている。この原因として、保護者がリスクを十分に認識することなく、青少年の求めに応じてフィルタリングを解除してしまう場合がある等が指摘されている。

1.3. 現状における課題認識

前述のような環境変化を受け、青少年の安心・安全なインターネット利用環境の整備に関する現状における課題認識は、次のとおりである。

① 端末、ネットワーク、関係する事業者が多様化する中で、フィルタリングが機能しないまま青少年がインターネットを利用する場面が増えていること

スマートフォンがパソコンで利用するのと同レベルのサイトにアクセスできるとともに、アプリを通じて様々なコンテンツに接触する機会がある。このため、特に低年齢層において青少年有害情報への接触を制限するには、フィルタリングの着実な利用が依然として効果的であり、その必要性が高まっていると考えられる。

その一方で、携帯電話・スマートフォン等のように、青少年が使用する場合にはフィルタリングの利用が条件となっている¹⁰端末のほか、ゲーム機や携帯音楽プレイヤー等、これに該当せずフィルタリングが機能していない端末が多数利用されている。また、無線LANサービスを多様な事業者が提供しており、利用者が求める場合にも必

⁷ MVNOとは、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）第1条第2項第17号では、「移動端末設備を用いて利用される電気通信役務であつて、一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるものをいう。」とされており、MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（総務省。2002年（平成14年）6月策定）では、「①MNOの提供する移動通信サービスを利用して、又はMNOと接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者」であつて、「②当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設しておらず、かつ、運用をしていない者」とされている。

⁸ 警察庁「平成25年中の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」（2014年（平成26年）2月）<http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h25/pdf02-2.pdf>。

⁹ 内閣府「平成25年度青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果（概要）」（2014年（平成26年）3月）<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/index.html>。2013年度（平成25年度）のフィルタリング等の利用率（「制限あり」と回答した割合）は、55.2%と前年度から8.3%低下。ただし、「分からない」と回答した割合も、17.1%と前年度から11.8%と大きく増加しており、自身がフィルタリングを利用しているかどうか正しく認識していない場合等も増加しているものと推察される。

¹⁰ 青少年インターネット環境整備法第17条

ずしもフィルタリングが利用できない場面があるとされているほか、普及が見込まれるMVNO事業者によるスマートフォン等のサービスにおいて、どのようにフィルタリングが提供されるか注視されている。

このように内外事業者を含めて関係事業者が多様化する状況にあって、民間の自主的取組により対応することに限界がみられるとの指摘もある中、改めて関係事業者の意識を高め、取組を強化することが必要となっている。

② フィルタリングの利用・解除の状況に関する統計データの把握に制約があること

フィルタリングの利用率に関しては、前述の内閣府調査において、保護者に対するアンケート調査がなされている。また、フィルタリングの利用者数に関しては、(一社)電気通信事業者協会(TCA)が、契約時の統計を基礎に四半期に一度公表している。

しかしながら、例えば、契約時にはフィルタリングを設定したが、その後解除したもの等を含む正確な数値は関係事業者においても把握に一定の制約があり、統計データに基づく有効な施策を講ずるため改善が必要となっている。

③ 多様なサービスが提供される中、そのサービスが安心・安全であるかどうかを利用者自ら判断できる情報の提供が求められていること

例えば、コミュニケーション機能を持つサイト・アプリの場合、従来は青少年保護対策を講じるとともに第三者機関の認定を取得するのが一般的であったが、最近では、第三者機関の認定を申請・取得していないものが見られ、どの程度対策が講じられているか分かりにくくなっている。また、フィルタリングサービスについては、閲覧制限の判断基準は同一ではなく、どのサイトやアプリがどのカテゴリに実際に分類されているのか、一般には分かりにくい。アプリをはじめ、フィルタリングサービス、スマートフォンサービス等、多様なサービスが提供される中、利用者自ら利用の可否を客観的に判断し選択できるための情報が求められている。

④ リテラシー向上のための諸活動は、いまだ関心の高い一部先進的・地域・学校等が中心であるため、今後へ向け取組の裾野の広がりが必要であること

リテラシー向上のための各種セミナーは、原則として地域や学校からの要請に応じて開催されており、そのような取組が地域で報道されることにより、波及効果が見込まれる形で推進されている。今後は、関心の低い地域・学校でも同様の取組が行われ、取組の裾野が拡大するよう、地域の需要を発掘し、それに応じられる仕組み作りが求められる。

1.4. 取組の方向性

以上のような課題認識の下、1.1.で言及した「青少年インターネットWG」の提言で示された5つの基本方針を前提とした上で、今後の取組についての基本的方向性は、次

のとおりであると考える。

① 関係者の役割の全体像を捉え直し、枠組みを再構築すること

青少年インターネット環境整備法が施行されて5年が経過し、様々な端末や回線(ネットワーク)の多様化や新たなサービスの普及により、フィルタリング提供の枠組みが複雑化する中、フィルタリングの利用率が低下し、青少年被害児童件数が増加する等、これまでの枠組みが機能しなくなりつつあるといえる。

したがって、こうした環境変化が生じている状況において、今一度、関係者がこれまでどのような役割を果たしてきたのかを整理するとともに、なぜその枠組みが機能しなくなりつつあるのかといった観点を含め、全体像を捉え直した上で、枠組みを再構築することが必要となっている。

② 青少年対策におけるフィルタリングの位置づけを再定義すること

青少年が安心・安全にインターネットを十分に利用できるようになるためには、最終的には18歳の時点までに十分なリテラシーを身につけ、インターネット上のあらゆる情報・コンテンツを自由に使いこなせるようになることが必要である。これを実現するためにも、今後とも青少年対策にあっては、「フィルタリングの推進」と「リテラシーの向上」が2本の柱となると考えられる。

フィルタリングは、成長過程で身につけるリテラシーの各時点における不足を補い、その時点その時点で利用することが適切な情報・コンテンツを十分に利用できるようにするために活用されるべきものと考えられる。いわば、フィルタリングは、「青少年有害情報の閲覧を制限する」という機能を超えて、「青少年が年齢に応じて、インターネットを十分に利用できるための健全育成ツール」として、より積極的な意義を与えられるべきであると考えられる。

③ 新たな枠組みの構築は、これまでの成功モデルの活用と環境変化の反映を旨として、民間主導で、関係者が最大限取り組むことを前提とすること

我が国におけるフィルタリングは、事業者やサービスによって、年齢・成長度合いを考慮したものとそうでないもの等、多様性を容認している。サービスの多様性は今後とも重視されるべきであるが、「年齢や成長度合いを考慮したフィルタリング」を求める利用者の声が大きいため、先にも述べたように、成長過程の青少年のリテラシー不足を補完し、インターネットを成長度合いに応じて十分活用するための重要なツールとして、積極的な普及が期待される。

また、関係者が多岐にわたり、サービスが複雑化するにつれ、保護者のリテラシー向上への依存度が高くなるが、保護者の理解には限界があり、その向上に過度に依存すれば、現在する青少年被害に対処できない。このため、多様化する関係者が、技術やサービスの観点から、連携できる部分については連携しつつ、それぞれが出来るこ

とに最大限取り組むことが求められる。

なお、民間主導による取組が最大限行われず、フィルタリングの効用が十分確保されない場合は、更なる法制度による対応も視野に入れざるを得なくなる可能性がある。民間の主体的取組の一層の推進が重要である。

また、リテラシー向上については、ICT 分野では常に新たなサービスが提供されるものであり、利用者が習得すべきことはその時点により変化することから、地域において自主的に、持続可能な形で ICT サービスに係る啓発や交流の機会が提供され続けるよう、これまでに構築されてきた取組を活かしながらも、より身近な地域主体での活動が可能となるための環境整備に取り組むことが求められている。

次章以降では、青少年インターネット環境整備法において規定されている 2 つの主要な課題の観点から、「青少年有害情報を制限するためのフィルタリングの普及・閲覧防止措置（フィルタリングの推進）」と「青少年がインターネットを適切に活用する能力の習得（リテラシーの向上）」の観点から、検討を行っていくこととする。

第2章 フィルタリングの推進に関し必要な取組

2.1. これまでのフィルタリングの枠組みと今後へ向けたアプローチ

フィルタリングについては、青少年が安心・安全にインターネットを利用できる環境を整備するという目的の下、現行の青少年インターネット環境整備法に基づき、表現の自由と青少年の健全な育成のバランスを考慮しつつ、その推進が図られてきたところである。

従来のフィルタリングの推進にあっては、携帯電話事業者、フィルタリング事業者、閲覧制限の対象となるコンテンツ事業者や第三者機関がそれぞれ次のような役割を果たしてきた¹¹。

① フィルタリング事業者

特定分類アクセス制限方式によるフィルタリングサービス提供のため、インターネット上のサイトを分類するためのカテゴリを、事業者が一定の基準に基づき設定し、個々のサイトをカテゴリにそれぞれ当てはめる。

また、第三者機関からの認定情報（以下②参照）を受けて、認定サイトを閲覧制限の対象から除外してより精度が高まったシステムを、携帯電話事業者に提供する。

② 第三者機関

モバイルコンテンツの審査・運用監視を行う第三者機関は、フィルタリング事業者の設定したカテゴリのうち、青少年有害情報として閲覧禁止の対象とすべきものを助言する（通常、フィルタリング事業者はこれを採用）。

また、閲覧制限の対象となったサイト（コミュニケーション機能を持つサイト等）の運営事業者からの認定申請を受け、青少年保護対策のための取組やその運用について審査を行い、基準を満たす場合にはこれを認定し、その旨をフィルタリング事業者に伝達する（通常、フィルタリング事業者はこれを踏まえ閲覧制限から除外）。

③ コンテンツ事業者

閲覧制限の対象になる場合、所要の青少年保護対策を講じ、第三者機関の認定を得るため認定申請するとともに、認定を受けた後も1年ごとに第三者機関の確認を受ける。

④ 携帯電話事業者

フィルタリング事業者が第三者機関からの助言や認定情報を踏まえて作成した閲覧

¹¹ 詳細については、「スマートフォン安心安全強化戦略」（利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会。2013年（平成25年）9月公表）のP175～P177を参照。

制限対象のリストを中核とするフィルタリングシステムを、携帯電話やスマートフォンのサービスに適用する。

また、このような枠組みが機能しなくなってきた原因については、1.3.の課題認識において言及したところである。

今後、フィルタリングの枠組みの見直しと今後の推進を図るためのアプローチとして、次の2つの側面を踏まえ検討していくこととする。一つは、フィルタリングの利便性や多様性を確保しつつ導入促進を図る、従来有効に機能してきた考え方を活用することである。もう一つは、グローバルでオープンなサービス環境への変化に対する対応を考慮することである。

2.2. 携帯電話事業者における取組の強化

2.2.1. 携帯電話事業者における取組の強化の必要性

青少年が利用するインターネット環境においては、端末や回線の多様化が進んでいるものの、総務省の調査¹²によれば、インターネット接続に利用される端末は、携帯電話事業者の提供するスマートフォンが84%であり、ノートPC(44%)、携帯ゲーム機(42%)、タブレットPC(12%)等のほかの端末と比較して圧倒的に高い比率である。

また、電気通信事業法第26条¹³では、携帯電話・スマートフォン等の電気通信役務の提供等を行う場合、電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならないとされており、フィルタリングもその対象に含まれるものとされている¹⁴。このように、利用者がフィルタリングに関する説明を受けるのは、スマートフォンの購入時の店舗が接点となる場合が最も一般的であると考えられ、その際に必要に応じ、フィルタリングの仕組みの説明やこれを解除した場合のリスク等について、事業者が丁寧に説明できることが期待される。

¹² 総務省「平成25年度 青少年のインターネット・リテラシー指標等」(2013年(平成25年)9月)
<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/index.html>。青少年のゲーム機・タブレット型携帯端末・携帯音楽プレイヤーの使用率は約8割であり、そのうち、いずれかの機器におけるインターネット利用率は、4割程度となっている。

¹³ 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)(抄) 第26条 電気通信事業者及び電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者(以下「電気通信事業者等」という。)は、電気通信役務の提供を受けようとする者(電気通信事業者である者を除く。)と国民の日常生活に係るものとして総務省令で定める電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。

¹⁴ 電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)(抄) 第22条の2の2第3項第5号 提供される電気通信役務の内容(名称、第1項の区分による電気通信役務の種類及び品質、提供を受けることができる場所又は緊急通報に係る制限、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供する同条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスによる制限その他の当該電気通信役務の利用に関する制限がある場合には、その内容を含む。)

上述のように、携帯電話事業者¹⁵は、青少年のインターネットアクセスにおいて最も利用されているスマートフォンサービスを提供し、利用者にとってもフィルタリングに対する最大の接点となっていることも踏まえれば、今後においては、フィルタリング推進の枠組みにおいて、より積極的な役割を果たすことが求められる。

2.2.2. 携帯電話事業者における具体的な取組

これまで、フィルタリングについては、その具体的な適用については、表現の自由の観点も踏まえ、民間のサービスに委ねられてきたところであり、現行のフィルタリングが、関係事業者やサービスによって成長度合いを考慮したものと、そうでないものが混在している。昨今、スマートフォンが低年齢層にも普及する中で小学生と高校生では閲覧制限の対象が異なってしかるべきとの声も多いことからすれば、関係事業者においては、成長度合いを考慮したフィルタリングサービスを提供することが期待される。

また、携帯電話事業者にあつては、フィルタリングに係る喫緊の課題への対応として、以下の2点について早急な対応が求められる。

- ① 利用者がフィルタリングを利用しないことによるリスク等を正しく理解することなく、青少年等からの求めに応じて安易にフィルタリングを解除することがないよう、携帯電話事業者においても、より積極的な取組が求められる。このため、スマートフォンでは、現時点では、利用者において端末上でフィルタリングを解除することが可能となっているが、安易にフィルタリングを解除することをなくすとともに、真に解除を要する場合であっても保護者にそれによるリスクを改めて認識する機会を与える方策¹⁶を検討することが求められる。
- ② フィルタリングの実効性を高める観点から、利用者におけるフィルタリングの利用状況を正確に把握する仕組みの構築が必要である。具体的には、販売時の「不要申出」の数の把握・整理を行うとともに、利用者がフィルタリングを解除した場合に、携帯電話事業者においてこれを把握できる技術的な仕組みとその運用ルールを構築することが求められる。

2.3. 多様なサービスや事業者において求められる取組

フィルタリングに関して、保護者等のリテラシー向上を図ることは重要であるが、その詳細まで十分理解されることには限界もある。従って、そのような前提で、フィルタリングに関しては携帯電話事業者のみならず、それ以外の関係事業者においても従来以

¹⁵ 青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」をいう。

¹⁶ 例えば、フィルタリングの解除は原則として店頭で行うこととし、その際にフィルタリングを利用しないことによるリスク等を動画等により説明すること等が考えられる。

上に積極的に普及に努めることが求められている。

例えば、端末における対応を進めるため、フィルタリングをデフォルトオンで提供することは有効と考えられる。その一方、ゲーム機等の多様な端末や海外メーカーの端末に自主規制でこのような対応を求めることには一定の限界があるとも考えられる。

このような状況において、引き続き自主規制によりフィルタリングを機能させるためには、コントロールポイントとして、無線 LAN の回線（ネットワーク）における対応をより積極的に進めることが求められる。その場合、携帯電話事業者による公衆無線 LAN サービスの場合、エリアオーナーによるフリー無線 LAN サービスの場合、家庭における無線 LAN 利用の場合等の状況に応じて、また、青少年によるサイト・アプリの利用状況に応じ、どのような対応が可能であるか、関係事業者等が協力して積極的に検討することが求められる¹⁷。

また、今後普及が見込まれる MVNO 事業者によるスマートフォンサービスのように、回線（ネットワーク）と端末が分離されて提供される場合におけるフィルタリングについても、技術面・運用面を含めた提供方法が早期に確立されることが求められる¹⁸。

このように、改めて回線（ネットワーク）がコントロールポイントとしてフィルタリング対応が進められることが見込まれる。このため、通常は閲覧制限・機能制限の対象となるサイトやアプリを利用者が希望する場合に利用できるよう、コンテンツ事業者は、必要な青少年保護対策を行うことにより第三者機関の認定を取得し、閲覧制限の対象から外れることが望ましい。これに当たっては、第三者機関においても、より多くの事業者が認定を受けられるような現行の制度運用の改善等を検討することが求められるとも考えられ、サイトやアプリを提供する関係事業者においては、このような制度に基づき、その枠組みに参加し、認定を申請することが期待される。

2. 4. コンテンツ等のサービスに関する利用者に分かりやすい評価システム（レーティング）

2. 4. 1. サービスの評価システム（レーティング）の必要性

1. 3. ①のとおり、端末・回線（ネットワーク）、関係する事業者が多様化する中で、関係事業者による取組の強化が一層高まっているものの、フィルタリングが十分に機能しないままサービスが提供される場合が増えており、関係事業者の従来の取組だけでは不完全な状況に至っているとみられる。

¹⁷ 無線 LAN 事業者による取組としては、2013 年（平成 25 年）1 月に、無線 LAN の普及促進を推進する「無線 LAN ビジネス推進連絡会」（会長：小林忠男 NTTBP 株。会員数 96 企業・団体（2014 年（平成 26 年）6 月現在））が設立されている。

¹⁸ （一社）テレコムサービス協会において、2013 年（平成 25 年）11 月、MVNO 委員会が設置され、2014 年（平成 26 年）7 月には、青少年保護を含む消費者保護全般を取り扱う分科会が設置され、検討が進められることとなっている。

然るに、今後、コンテンツやフィルタリングサービス、スマートフォンサービス等、インターネット関連サービスの一層の多様化の進展が見込まれる状況では、利用者が自ら判断し、サービスの利用の可否を選択する必要性が高まっているものと考えられる。しかし、例えば、カスタマイズ機能により個別のサイト・アプリを閲覧制限対象から解除する場合にも、どのサイト・アプリが安心・安全なものであるかどうかを利用者の立場では判断することが難しい状況にある¹⁹。

このため、まず関係事業者においては、その提供するサービスが青少年の安心・安全な利用のために講じている措置について、ウェブサイト等を通じて積極的に情報開示・情報提供することが求められる。更に、事業者自らこれを評価、公表することも考えられる²⁰。

しかしながら、特に専門的知識を持たない保護者にとって、スマートフォンをはじめ ICT サービスの分野は難しくて分かりにくいとの指摘が多く見られる中、個々の事業者が開示・公表する情報のみでは、同様のサービスについてどの事業者がどのような措置を講じているかを全体として理解し、比較検討することは必ずしも容易ではない。このため、各事業者による取組を中立的な立場から、客観的な基準により分析・評価し、利用者がその結果を知ることができる仕組みが必要となっていると考えられる²¹。

2.4.2. 第三者機関の役割等

この点に関し、フィルタリングの仕組みにおいてサイトの運用・監視を行っている第三者機関は、閲覧制限対象となったサイト・アプリについて、青少年が安心・安全に利用できるために講じている対策の内容を一定の基準に基づき審査し、基準を満たす場合には、その旨認定してきている²²。このような認定業務を通じ、第三者機関においては、中立的な立場から、各種サービスの青少年保護・育成のための対策について、一定の基

¹⁹ 例えば、本来は、一般に閲覧制限対象となるカテゴリに属するコミュニティサイトやコミュニケーション機能を有するアプリについて、第三者機関の認定を取得して、閲覧制限の対象から除外されているサイト・アプリがある一方で、一定の青少年保護対策を講じているものの、第三者機関の認定を受けていないサイト・アプリもある。このような状況では、保護者等の利用者にとって、各々のサイト・アプリがどの程度青少年保護対策を講じていて、どの程度青少年にとって安心・安全なものであるのかは分からないとの指摘がある。

²⁰ 例えば、自ら評価して公表するような「セルフレイティング」の取組が考えられる。「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」中間取りまとめ（2008年（平成20年）4月）P44参照。

²¹ 「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」中間取りまとめ（2008年（平成20年）4月）P44では、長期的な対応として、「利用者の手がかりとしてのレイティング」が掲げられており、「コンテンツの評価・監視を行う第三者機関がセルフレイティングを第三者として評価し、その評価結果をフィルタリングに反映可能とする仕組みの広範な実現により、コンテンツ事業者のみならず利用者からも透明な形でフィルタリングを進めていくことも一つの方向性として考えられる」とされている。

²² （一社）モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA。2008年（平成20年）4月設立。代表理事：高橋正夫（一社）全国高等学校PTA連合会元会長）では、2008年（平成20年）4月の設立から、モバイルコンテンツの健全な発展と、青少年の発達段階に応じた主体性を確保しつつ違法・有害情報から青少年を保護することを目的として、コミュニティサイト等について運用管理体制認定基準を公表し、審査を行っている。

準に基づき分析・評価するための蓄積があると考えられる。

より分かりやすく実効的なフィルタリングの仕組みづくりと、これに対応した安心・安全なサービス提供を促していく上では、上記のような役割を果たしている**第三者機関**が、その中立性と認定業務から得られた蓄積を活かし、客観的な基準により各種サービスの分析・評価を行っていくことが求められる²³。

また、このような取組により、積極的な青少年対策を講じている事業者にとっても、その提供するサービスが利用者から正当に評価・支持されることにもつながり、事業者が積極的に青少年対策を講ずることに対するインセンティブとして、健全な市場環境の形成に貢献することも期待される。

2.4.3. サービスの評価システム（レイティング）における関係者の関与等

このように、第三者機関が各種サービスの評価を行うに当たっては、その関係者は内外を問わず、コンテンツ事業者はもとより、フィルタリング事業者、とりわけスマートフォン等の青少年に身近なインターネット接続機器を提供している携帯電話事業者等、広範にわたることとなる。このため、**新たな評価システムの構築を含め、第三者機関の運営に多様な関係者が積極的に関与し、支えていくことが必要となっている**と考えられる。

同時に、第三者機関においても、従来の業務の見直し、業務運営の効率化に取り組むことで、多くの関係者の理解と協力を得られるよう努めることが**適当と考えられる**。

²³ 「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」中間取りまとめ（2008年（平成20年）4月）では、第三者機関に求められる機能として、「コンテンツの評価基準の作成」（青少年保護のために一定の対応を講じているサイトを認定するための基準）、「コンテンツの審査及び認定」（コンテンツ事業者が申請したサイトを基準に基づき審査し、認定の可否を決定）、「コンテンツの監視」（認定したサイトが基準を守って運営しているのかを監視）が掲げられている。

第3章 リテラシーの向上に関し必要な取組

3.1. 地域における自主的・持続可能な取組のための枠組みの必要性

青少年が安心・安全にインターネットを利用できる環境を整備するため、青少年インターネット環境整備法の下で、フィルタリングの推進とともに、青少年や保護者のリテラシーの向上が図られてきた。

近年、スマートフォン以外にも、携帯ゲーム機や携帯音楽プレイヤー等の端末、無線LAN接続によるインターネット接続、MVNO等の新たな携帯電話サービス等、青少年におけるインターネット利用機会は一層拡大している。このような状況の下、サービスの多様化・複雑化が進むとともに、青少年や保護者が把握しておくべき情報量も著しく増加している。

このような状況に対応するため、関係事業者や国、安心ネットづくり促進協議会等の団体においても、学校や保護者が集う場等において、インターネットの安心・安全な利用に係る啓発講座等を実施している²⁴ところであるが、地域における問題意識の高まりに伴い啓発講座の開催需要は大幅に高まっている。

しかしながら、地域での講座に出席する利用者は、元々意識の高い場合が多く、このような講座に参加しない、比較的関心が薄い利用者へのアプローチが重要であるにもかかわらず、困難な状況が続いている。

このような現状において、「リテラシーの向上」については、近年の関係事業者等や関係府省庁により行われている取組と実績を踏まえ、様々な周知啓発活動が各地域において自主的に、持続可能な形で今後とも展開し続けられるための枠組みを明らかにし発展させていくことが重要であると考えられる。

3.2. 地域の自主的・持続可能な枠組みの構築に向けたアプローチ

地域の自主的・持続可能な枠組みの構築に向けたアプローチとしては、二とおりが考えられる。一つは、垂直的なアプローチであり、もう一つは、水平的アプローチである。

垂直的アプローチは、これまで取り組まれてきたいわゆる「垂直的啓発モデル」であり、情報を持つ者からそうでない者への一方通行により、全国津々浦々にくまなく周知啓発を図っていくものである。しかし、3.1.のとおり、知っておくべき情報量が増大し、地域における周知啓発の需要が高まる中、一方向による周知啓発に限界が生じて

²⁴ 例えば、携帯電話事業者をはじめとした関係事業者における啓発講座があるが、事業者によって取組に差が生じている状況である。総務省・文部科学省において実施している「e-ネットキャラバン」、安心ネットづくり促進協議会等において、全国各地域において、地域のPTAと連携して行うセミナーをはじめとして多数開催されている。

きているところである。さらに、一方向による周知啓発は、その時点では理解できたとしても、その後の具体的な取組（家族におけるルール作り等）につながらず、その場限りとなってしまうことが懸念される。

そのため、各地域の保護者等が自ら学び・自覚していくことを促すような取組が重要となる。すなわち、**保護者同士による水平的な議論を行うような「水平的交流モデル」が有効となる**。学校や保護者会等の現場において、互いに意見を交わしていくことにより、主体的に正しい利用方法等を見出しながら認識していく取組が効果的とされる²⁵。

他方、そのような水平的な取組を全国的に展開することは容易ではなく、最低限の知識がないと議論が進まないことも想定される。そのため、最低限の知識を全国的に展開し、地域が必要とする情報を効率的に検索できるようなプラットフォームを構築することも効果的であると考えられる²⁶。

このように、垂直的なアプローチと水平的なアプローチを適切に活用し、より効果的な周知啓発活動に結びつけていくことができるよう、関係者間で検討を進めていくことが期待される。

3.3. 地域におけるリテラシー向上に向けた効率的・効果的枠組みの具体的な在り方

次に、上述のアプローチ手法をもとに、地域においては、自主的・持続可能な枠組みとして、如何なる対応が可能であるかを検討する必要があると考えられる。

まず、青少年や保護者にアプローチが可能な地域で主導できる「人材」としては、青少年に身近な存在を活用することが効果的であり、例えば、青少年に年齢が近い大学生、青少年に身近な存在であり技術を有しながらも定年退職等により時間に比較的余裕のある高齢者等が考えられる²⁷。

²⁵ 例えば、(一社)モバイルコンテンツ審査・運用監視機構では、安心ネットづくり促進協議会等の共催の下、2011年度(平成23年度)から「高校生ICT Conference」(2011年度(平成23年度)及び2012年度(平成24年度)は、「高校生熟議」として実施。)を開催している。また、安心ネットづくり促進協議会の共催の下、2014年(平成26年)4月に開催された川崎市PTA連絡協議会のネットモラル研修会では、青少年が正しく使うための方法等について、保護者関係者によるワークショップ形式での活発な意見交換が行われた。

²⁶ このほか、時期を一にして関係者が一斉に周知啓発活動等を行うことも効果的であり、2014年(平成26年)2月には、多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする、春の卒業・進学・新入学の時期に特に重点を置き、総務省等の関係府省庁・関係事業者等と協力して「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として集中的な取組が展開された。具体的には、①店頭におけるフィルタリングの説明等の徹底、②家庭におけるルールづくりの推奨、③学校や地域・事業者のサービス提供における普及啓発活動の展開について、多様な関係者による取組が進められた。

²⁷ (一社)インターネットコンテンツ審査監視機構(i-roi。2008年(平成20年)7月設立。代表理事:白鳥令東海大学名誉教授・マルタ共和国名誉総領事)では、インターネットの安心・安全な利用のための基礎能力が重要となる中、技術的信頼性と社会的信頼性の両面を兼ね備えた総合的なインターネットの信頼性を確保するための認定制度を構築した。いくつかの大学と連携し、大学生等がインターネットを安心・安全に利用するための態度や知識、技能を身につけることを目的とした資格制度となっており、本制度の参加大学では、授業を履修することで学生が資格取得できる仕組みとしている。

さらに、地域ごとにどのような講座・議論を行うべきかを定めることが重要である。地域ごとに必要となる「テーマ（題材）」を検討するに当たっては、上記「人材」を核として、地域が求める「素材（情報）」の内容をその地域ごとに検討していくことが適当と考えられる。

また、地域において自主的・持続可能な枠組みを構築していくという観点からは、最新のサービス等の情報の提供といった中央から地方に対する一方向の情報のやりとりだけでなく、青少年や保護者一人一人が自ら考え発言することで意識を高めていくような議論の場を提供していくことも有益である。

3. 4. 地域の自主的・持続可能な枠組みの実効性確保に向けた支援の在り方

地域における自主的・持続可能な枠組みを構築するために、関係省庁や関係事業者等において、可能な限りの支援を行うことが適当と考えられる。

まず、地域を先導できるような「人材」について、正しい情報を把握できるような仕組みが必要であるとともに、「テーマ（題材）」に基づく地域が求める「素材（情報）」について、地域の求めに応じ、正しい情報が迅速に得られるような「プラットフォーム」も必要であると考えられる。具体的には、ICT を活用し、最低限の知識を全国的に展開し、地域が必要とする情報を効率的に検索できるようなプラットフォームを構築することも効果的であると考えられる。

さらに、単にその場限りの周知啓発で終わらないように、その効果を測定²⁸するような取組も重要であると考えられる。すなわち、その周知啓発活動が短期的にどのような効果を発揮したか、さらには、1年後等の長期的に見てもその効果がどれだけ持続したかを測定し、どのような手法が長期的に見ても効果が持続したかを絶えず検討していくことが重要である²⁹と考えられる。

このように、関係事業者や関係省庁等においては、地域における自主的なかつ効果的な周知啓発活動を促す取組が求められ、このような活動が持続的に継続していくことが期待されると考えられる。

²⁸ インターネット・リテラシー指標に関して、OECD オンライン上の子ども保護勧告（2012年（平成24年）2月）においても、「d）普及啓発活動による保護者及び子どもへの支援」中「インターネット・リテラシーの授業の導入、関係者によるリテラシー教育の支援、子どもと保護者のインターネット・リテラシーの進化を定期的に評価することの奨励」とされている。

²⁹ 「子どもたちのインターネット利用について考える研究会」（座長：坂元章お茶の水女子大学教授）では、「教育啓発の評価指標」モデルと「地域密着型教育事業」を、第五期（2013年（平成25年）9月～2014年（平成26年）3月）の調査研究課題と定め調査・研究を実施しており、第六期（2014年（平成26年）7月～）においても、「オンラインコミュニケーション能力のモデル化」をテーマに加えるとともに、上記テーマも継続して検討を進めている。

第4章 今後の検討

4.1. 更なる検討を要する事項

本レポートでは、青少年インターネットセッションにおける議論を踏まえ、今後のフィルタリングの推進やリテラシー向上のための枠組みの見直しについて、課題認識と対応の方向性を示すとともに、例えば、携帯電話事業者の取組の強化、今後のコントロールポイントとしての無線 LAN や MVNO 事業者におけるより積極的な対応、第三者機関による評価システム等については、具体的な対応についても言及したところである。

しかしながら、個々の論点について、更に詳細な検討を要する事項として、例えば、次のような事項が挙げられる。引き続き、「ICT サービス安心・安全研究会」の枠組みの下で検討することが適当であると考えられる。

(フィルタリングに関する実態)

多様な端末、ネットワーク利用等において、実際にフィルタリングが機能していない具体的な青少年の利用形態³⁰、無線 LAN 事業者や MVNO 事業者等におけるフィルタリング提供の実態 等

(フィルタリングに対する関係者の取組のための方策)

携帯電話事業者において、フィルタリング設定後解除した場合を含む正確な統計データの把握方法、無線 LAN ネットワークにおけるフィルタリング提供の具体的方法、第三者機関による評価システムの詳細（対象サービス、評価基準、表示の方法等） 等

(リテラシー向上のための地域における自主的・持続可能な枠組み)

垂直的啓発モデルと水平的交流モデルのベストマッチのための具体的方法、人材・題材・素材を効果的・効率的に情報共有するためのプラットフォームの在り方、啓発活動の効果測定の方法 等

4.2. 2020年代を創造する青少年保護・育成のために

青少年インターネット環境整備法が施行されて5年が経過し、様々な環境変化が生じている中で、引き続き、フィルタリングの仕組みが効果的に機能し、青少年にとって安心・安全に利用できる環境が整備できるように、多様な関係者が各々の役割を最大限に

³⁰ 保護者がスマートフォンを買い替えて、その使わなくなったスマートフォン、いわゆる「お下がりスマホ」を青少年に使わせるのであれば、クレジットカード番号を消去することや、フィルタリングを利用すること等、青少年が安心・安全に利用できるような対応を促す周知啓発等の取組が重要であるとの指摘がある。

学習用タブレット端末についても、青少年が利用するのであれば、フィルタリングを利用すること等の対応が今後は必要となってくるのではないかの指摘があり、また、学習用端末については、保護者も青少年が勉強していると思って油断しがちであり、保護者には、パスワード管理等をしっかりと行うよう注意喚起すべきとの指摘がある。

発揮し、一体となって一層取り組んでいくことが期待される。

特に、第2章・第3章において指摘した事項や第4章で指摘した更なる検討を要する事項について、今後、関係者を交え、直ちに検討を進め、速やかに一定の結論を導き出すことが不可欠であると認識している。

このように、青少年に係る多様な関係者が一体となって、青少年が正しく使いこなすことが出来るよう、青少年の安心・安全なインターネット利用環境を整備していくことにより、2020年代の世界最先端の日本のICT社会を担っていく青少年のICTの利活用能力等の育成に貢献していくことが期待される。

開催経緯

第1回

- ・開催日： 2014年（平成26年）6月17日（火）
- ・議事次第： 青少年の安心・安全な利用環境整備に係る現状と課題
 - (1) 関係者からのプレゼンテーション
 - ① KDDI(株)
 - ② デジタルアーツ(株)
 - ③ グリー(株)
 - ④ (一社) モバイルコンテンツ審査・運用監視機構
 - (2) 自由討議
- ・出席者： 新美 育文 明治大学法学部 教授 【ICTサービス安心・安全研究会座長】
相田 仁 東京大学大学院工学系研究科 教授 【ICTサービス安心・安全研究会座長代理】
大谷 和子 (株)日本総合研究所 法務部長
桑子 博行 違法・有害情報相談センター センター長
近藤 則子 老テク研究会 事務局長
宍戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科 教授

石田 幸枝 (公社)全国消費生活相談員協会 消費者団体訴訟室長
上沼 紫野 弁護士 虎ノ門南法律事務所
尾花 紀子 ネット教育アナリスト
小城 英子 聖心女子大学文学部 准教授
曾我部 真裕 京都大学大学院法学研究科 教授
竹内 和雄 兵庫県立大学環境人間学部 准教授
中川 一史 放送大学教育支援センター 教授
森 亮二 弁護士 英知法律事務所

大久保 貴世 (一財)インターネット協会 主幹研究員
金井 修 (一社)全国高等学校PTA連合会 専務理事
岸原 孝昌 (一社)モバイル・コンテンツ・フォーラム 専務理事
曾我 邦彦 安心ネットづくり促進協議会 副会長
西澤 利治 (一社)インターネットコンテンツ審査監視機構 事務局長代理
吉岡 良平 (一社)モバイルコンテンツ審査・運用監視機構 事務局長
吉田 奨 (一社)セーフティーインターネット協会 専務理事

柳澤 隆治 (株)NTTドコモ スマートライフビジネス本部 担当部長
渡邊 昭裕 KDDI(株) 渉外・広報本部 課長
山田 英嗣 ソフトバンクモバイル(株) 渉外本部 課長
佐治 健史 イー・アクセス(株) 渉外室 課長
長谷部 一泰 アルプスシステムインテグレーション(株)/ネットスター(株) 渉外担当
小田 真一朗 デジタルアーツ(株) 取締役
中野 正康 グリー(株) 経営基盤本部 マネージャー
朝倉 孝之 (株)ディー・エヌ・エー 渉外室
島田 進 (株)ミクシィ 総務部 渉外担当 部長
江口 清貴 LINE(株) 政策企画室長
木村 孝 MVNO委員会
北條 博史 無線LANビジネス推進連絡会

鈴木 敦 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官補佐
関口 直樹 文部科学省スポーツ・青少年局青少年課推進係長
高野 智志 文部科学省生涯学習政策局情報教育課学習情報係長

第2回

- ・開催日： 2014年（平成26年）6月30日（月）
- ・議事次第： 青少年の安心・安全な利用環境整備に係る現状と課題
 - (1) 関係者からのプレゼンテーション
 - ① MVNO 委員会
 - ② 無線 LAN ビジネス推進連絡会
 - ③ (一社) インターネットコンテンツ審査監視機構
 - (2) 自由討議
- ・出席者： 新美 育文 明治大学法学部 教授 【ICT サービス安心・安全研究会座長】
相田 仁 東京大学大学院工学系研究科 教授 【ICT サービス安心・安全研究会座長代理】
近藤 則子 老テク研究会 事務局長
宍戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科 教授
平野 晋 中央大学総合政策学部 教授

石田 幸枝 (公社) 全国消費生活相談員協会 消費者団体訴訟室長
上沼 紫野 弁護士 虎ノ門南法律事務所
尾花 紀子 ネット教育アナリスト
小城 英子 聖心女子大学文学部 准教授
清水 康敬 東京工業大学 監事・名誉教授
竹内 和雄 兵庫県立大学環境人間学部 准教授
藤川 大祐 千葉大学教育学部 教授
森 亮二 弁護士 英知法律事務所

大久保 貴世 (一財) インターネット協会 主幹研究員
尾上 浩一 (公社) 日本PTA全国協議会 会長
岸原 孝昌 (一社) モバイル・コンテンツ・フォーラム 専務理事
曾我 邦彦 安心ネットづくり促進協議会 副会長
齋藤 長行 (一社) インターネットコンテンツ審査監視機構 理事
松原 卓 (一社) インターネットコンテンツ審査監視機構 理事
吉岡 良平 (一社) モバイルコンテンツ審査・運用監視機構 事務局長
吉田 奨 (一社) セーフターインターネット協会 専務理事

柳澤 隆治 (株)NTT ドコモ スマートライフビジネス本部 担当部長
渡邊 昭裕 KDDI(株) 渉外・広報本部 課長
山田 英嗣 ソフトバンクモバイル(株) 渉外本部 課長
佐治 健史 イー・アクセス(株) 渉外室 課長
長谷部 一泰 アルプスシステムインテグレーション(株)/ネットスター(株) 渉外担当
工藤 陽介 デジタルアーツ(株) 経営企画部 課長補佐
中野 正康 グリー(株) 経営基盤本部 マネージャー
朝倉 孝之 (株)ディー・エヌ・エー 渉外室
森本 周平 (株)ミクシィ CS 推進室
島上 純一 MVNO 委員会
北條 博史 無線 LAN ビジネス推進連絡会

鈴木 敦 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官補佐
古館 尚史 文部科学省スポーツ・青少年局青少年課推進係
高野 智志 文部科学省生涯学習政策局情報教育課学習情報係長

(参考) 青少年インターネットセッションにおける主な意見①

1 フィルタリングの推進

① フィルタリングにおける関係者の役割や連携の全体像

- 青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に向けたフィルタリングにおける対応としては、アプローチの方法は大きく二つあると思う。一つは、①フィルタリングの利便性向上とともに、フィルタリングの導入促進を図ってきたような過去の成功モデルを活用するという対応であり、また、②EMAからの情報提供によるAppleにおける基準への反映の試みといったグローバルスタンダードの中でのオープンな環境に対する新たな対応が必要となるのではないかと。【MCF 岸原氏】
- 端末やサービスの仕組みが非常に複雑化している中、法制度整備を考える以前に、新たなサービスやその提供事業者がどのような役割を果たすことができるのかを考える必要があるのではないかと。そのため、まずは、それぞれの「関係者が今までどのような役割を果たしてきたのか」また「なぜそれが不十分になってきたのか」といった全体像を捉え直すことが必要ではないかと。関係者間で認識を共有し、関係者の役割を再定義して連携を結び直すことが重要ではないかと。【宍戸構成員】
- 保護者に分かりやすく情報を伝えていくという観点とともに、関係者間の連携という意味からも、第三者機関の役割が重要になってきているのではないかと。具体的な考えられる方策として、青少年にとって安心・安全なサービスであるかについて、第三者機関が中立的に評価するような一種の格付けを行うことが考えられる。これにより、保護者に分かりやすく情報を伝えていくとともに、青少年のための対策を行う事業者インセンティブを与えるような市場環境の整備を行うこととなり、多様な関係者で第三者機関を支えていくことが必要ではないかと。【宍戸構成員】
- 子どもの約8割がスマートフォンを利用している中で、保護者のリテラシーが上がるまで待っているようでは、青少年の被害はなくなる。このままでは、保護者が理解できていないことに伴うリスクについて、自らが判断できず、自身の保護者を選ぶことが出来ない青少年に負わせることになってしまう。保護者のリテラシー向上とは別に、現前の青少年への被害をどう無くすかについて議論をしていくべきではないかと。【上沼弁護士】
- 自主規制を促す際には、コントロールポイントを意識することが重要ではないかと。コントロールポイントとしては、一つは、端末が考えられるが、端末が多様化している現状では、それ以外の方法として、携帯電話事業者のネットワークや無線LAN等の回線に焦点を当てることも考えられるのではないかと。【京都大学 曾我部氏】

(参考) 青少年インターネットセッションにおける主な意見②

① フィルタリングにおける関係者の役割や連携の全体像

- 今後、家庭における無線LAN利用やMVNOが普及していったときに、それらが一体どのような仕組みになっていて、青少年にとってどれだけのリスクがあるのかということについて、従来の携帯電話事業者の回線を主としたサービス環境以上に分かりにくいところがあるのではないかと。そのため、これらの新しいネットワークについてどのようなリスクがあるのか、あるいは、どこまでが利用者の責任で、どこまでがサービス提供者の責任なのかについて、可視化されることが非常に重要である。【宍戸構成員】
- やはり、保護者にとっては、「これは青少年が使っているものである」とか、「これはこうすると安心・安全に使うことができるものである」とか、ICTサービスに関する情報が分かりやすく、明確でなければならない。【安心ネットづくり促進協議会 曾我氏】
- 青少年インターネット環境整備法ができた時点と現在で何がどう変わったのかをまず整理することが必要。これは、技術的な問題、あるいは能力の変化、青少年の精神的な問題も大きく変わっているし、指導者の教員あるいは保護者の指導力の問題もある。そして、各関係府省が何を主に担当し、そして連携を強化するのかを明確にする必要がある。さらに、今後どのように変化していくかという予測も当然必要である。これらのことを明確にしないと、いろんな意見が出されるだけで済んでしまうのではないかと危機感を感じている。【東京工業大学 清水氏】

(参考) 青少年インターネットセッションにおける主な意見③

② 事業者における青少年保護対策

- 事業者によっては、青少年保護への取組に温度差があることを保護者は認識してきている。すべての関係事業者が一丸となって青少年が安心して利用できるように取り組み、未来を支える青少年を育成していく状況にならないのであれば、厳しい法制度としないと、保護者が事業者を信頼することにならなくなってしまうのではないかと。【安心ネットづくり促進協議会 曾我氏】
- 従来の携帯電話事業者に加え、MVNO等が普及することにより、様々な業態の事業者が提供するようになっているが、フィルタリングへの取組については、事業者によって温度差が出ているように感じられるのではないかと。【デジタルアーツ 小田氏】
- 制度の見直しを視野に入れて議論するのであれば、技術的どこまで対応可能なのかといった事実関係をしっかり整理すべきではないかと。たとえば、同じスマートフォンでもMVNOが提供している場合、技術的にフィルタリングが難しい場合があるかもしれないのではないかと。【大谷構成員】
- これまで、SNS事業者によっては、利用者の同意の下でメッセージの監視等を行うことで、そのサービスに起因する青少年被害の減少に取り組んできた。現在、青少年の多くが利用しているコミュニケーションアプリの提供事業者でも、同様な取組を行うと、青少年被害の減少に効果があるのではないかと。【兵庫県立大学 竹内氏】
- (年齢ごとに、青少年にとって閲覧制限すべき有害な情報は異なるのではないかと。そのため、)利用者の年齢が上がるに従い、プッシュ型で年齢設定を緩めるような案内をする仕組みがあると良いのではないかと。【ネット教育アナリスト 尾花氏】
- 携帯電話事業者として、フィルタリングを店頭でしか解除できないような仕組みは、効果的ではないかと。また、フィルタリングの加入率を把握する観点では、フィルタリングを解除したら何らかの信号が発せられるような仕組みも重要ではないかと。【森弁護士】
- フィルタリングの普及促進のためには、端末やネットワークが多様化する中で、関係事業者においては、低廉で利用しやすいフィルタリングサービスを提供できるように取り組むべきではないかと。【安心ネットづくり促進協議会 曾我氏】
- 小学校において、携帯ゲーム機、携帯音楽プレイヤー、保護者が以前使っていたスマートフォン等、青少年における無線LAN利用が広がっていることへの対応が十分でないことが、様々な問題に現れてきているのではないかと。場合によっては、本意ではないが、法制度整備も考えていかなければならないのではないかと。【兵庫県立大学 竹内氏】
- 様々なサービスが登場する等の環境変化が生じている中で、フィルタリングについて、関係事業者としては、保護者が正しく認識していただけるよう、様々な意見を聞きながら、引き続き取組を緩めずに進めてまいりたい。【ソフトバンクモバイル 山田氏】
- 無線LANやMVNOなど、フィルタリングがちゃんと機能するのか疑問視されている状況では、事業者積極的にフィルタリングに参加するよう呼びかけても、事業者の中での意思決定が難しい。【森弁護士】

(参考) 青少年インターネットセッションにおける主な意見④

③ 保護者等におけるフィルタリング等の理解の向上

- 保護者にとって、この分野は難しすぎて分からないのが現状。保護者に委ねるだけでは限界があり、保護者に監督責任を認識させるような取組(契約書に保護者の監督責任を明記する等)が必要なのではないかと。【全国高等学校PTA連合会 金井氏】
- 無線LAN経由で、携帯ゲーム機、携帯音楽プレイヤー、保護者が以前使っていたスマートフォン等について、青少年が利用することに伴う相談が増えている。そういった場合におけるフィルタリングの必要性や設定の方法について、保護者がもっと理解できるような周知の取組が必要ではないかと。【全国消費生活相談員協会 石田氏】
- フィルタリングがかからない状況で、青少年がインターネットに接続できる機会が拡大していることは、技術的な問題もあるかと思うが、何より青少年の近くにいる保護者に危機感が無く、フィルタリングのことを十分に知らないということが一番の問題ではないかと。保護者の意識・取組を如何に変えるかが喫緊の課題ではないかと。【森弁護士】

④ その他従来想定されていなかった新たな課題への対応

- 小学校において、携帯ゲーム機、携帯音楽プレイヤー、保護者が以前使っていたスマートフォン等を使って無線LAN経由でインターネット接続をする子どもが増えている。このように、インターネット利用の低年齢化が進んでおり、また、無線LAN利用が広がっていることへの対応が十分でないことが、様々な問題に現れてきているのではないかと。【兵庫県立大学 竹内氏(再掲)】
- 保護者がスマートフォンを買い替えて、その使わなくなったスマートフォン、いわゆる「お下がリスマホ」を青少年に使わせるのであれば、クレジットカード番号を消去することや、フィルタリングを利用すること等、青少年が安心・安全に利用できるような対応を促す周知啓発等の取組が重要ではないかと。【ネット教育アナリスト 尾花氏】
- 学習用端末についても、青少年が利用するのであれば、フィルタリングを利用すること等の対応が今後は必要となってくるのではないかと。学習用端末については、保護者も青少年が勉強していると思って油断しがちであり、保護者には、パスワード管理等をしっかり行うよう注意喚起すべきではないかと。【ネット教育アナリスト 尾花氏】
- (学習用端末等への対応にみられるように、)総務省の管轄に閉じない分野についても、関係省庁の間で連携していくことが必要ではないかと。【兵庫県立大学 竹内氏】

(参考) 青少年インターネットセッションにおける主な意見⑤

2 リテラシーの向上

○ リテラシーの向上について

- 子どもを取り巻く一番身近な関係者である保護者と教員の理解が十分でないように感じている。この青少年を取り巻く保護者と教員への正しい情報提供をしっかり行っていくことが重要ではないか。【放送大学 中川氏】
- 青少年が安心・安全に利用できるためには、どう指導内容を伝えたいのかが分かっていない保護者が多いのも課題ではないか。「外から入ってくるのを止めるのがウイルス対策、こっちからうっかり行わないようにするのがフィルタリング」と説明すると、やっと腑に落ちて保護者が理解したことがあった。関係者においては、本当に分かりやすく、誰にでもすっきり頭の中で理解できるようにしていただく取組をお願いしたい。【ネット教育アナリスト 尾花氏】
- i-roiの「DCAジュニア」といった取組は、非常に興味深い。ぜひ、地方公共団体や文部科学省を通じてこうした取組を地方に広げて行って欲しい。【宍戸構成員】
- 教育啓発については、全国津々浦々で、「わかっている人」が「わかっていない人」に、上から下に教えていくという「垂直啓発モデル」を考えがちであると思う。しかし、状況は変わっており、青少年の方が大人より青少年のネット利用の問題についてよく知っていることがある。したがって、現在の教育啓発は、お互いによく知っている・知っていないことが様々ある中で、違う立場の人が盛んに議論を深めていく「水平交流モデル」しかない。このモデルについて、国や企業のバックアップをいただけないか議論してほしい。【千葉大学 藤川氏】
- リテラシーの観点では保護者の指導力が最も重要であるが、保護者はインターネット等について全くわかっていない。そのため、何がわからないのかを明確にした上で、本当に保護者に知って欲しいことについて中央で映像コンテンツのようなサンプルを作り、どこでも見られるようにし広く利用させるとともに、技術の変化に伴い随時コンテンツを開発することが必要。【東京工業大学 清水氏】
- 現場の相談員は現場のトラブルや実態としてのフィルタリングの話などについては講座等で勉強しているのでわかるが、現実の問題になるとなかなか難しいので、こういった情報について現場の相談員に届くように情報提供して欲しい。【全国消費生活相談員協会 石田氏】

(参考) 青少年インターネットセッションにおける主な意見⑥

○ リテラシーの向上について

- これまで、全国に講師等を派遣して、それに対して啓発を行ってこるといふ今のシステムで対応していると思うが、方法論がもうオーバーフローを起こしつつあるのではないか。その中で水平型の啓発は非常に効果的だと思うが、全国で水平型に議論していくためには、正確で一定の水準以上の情報が行き渡らないとなかなか難しいと思う。これへの対処として、eラーニング的な仕組みというのは結構有効な方法論であるのではないか。【MCF 岸原氏】
- これまでずっと課題になっている「意識の無い保護者への対応」があるが、これについても、家庭で教育ができるデジタル教科書をうまく使えば家庭の中で保護者と子どもと一緒に学習できる。デジタル教科書の中にICTリテラシーカリキュラムが標準で搭載されるようになれば、実現できるのではないか。【MCF 岸原氏】
- インターネットに関する犯罪事例やトラブル事例というのはよく報道されるが、インターネットに関する好事例というのはあまり目につかないので、皆がどのようにすれば、インターネットを楽しく利用できるのかというところまで議論することが必要。【インターネット協会 大久保氏】
- リテラシー教育をしたときに、それがどこまで効果を発揮したのかということ測定すること、また、その効果を長期的に持続させることが重要。【聖心女子大学 小城氏】
- 保護者があきらめるときはフィルタリングをあきらめるときではないかと思うので、保護者の参加意識というものは不可欠ではあるが、全ての保護者を呼び寄せるにも限界があるので、プッシュ型の啓発(シフトできないか。例えば、啓発用の映像コンテンツが端末に予めインストールされていて、フィルタリングを解除しようとしたら映像が流れるようにするなどの方法が考えられる。【森 弁護士】
- 今、欠落しているのは、誰かがぱっと見て、「このソフトとかこのアプリとかこのゲームとかは、こういう点で安全だよ」とか、「こういうところを気をつけなきゃならないよ」と書いてあるり、「ここを見れば安心だ」という、コンテンツに対する評価サイトみたいなきちんとしたものがあるのもいいのではないかと思う。そこには、映像コンテンツや教育用の教材、各団体や行政のパンフレットなどが全部ある。コンテンツの評価も見れる。そのような一つの窓口のようなものがここから先必要なのではないか。【ネット教育アナリスト 尾花氏】

